○四国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	高松市牟礼町大町字川東八七九番一から同市牟礼町大町字中代一四六五番一五まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月三十日

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房総務課長（併）大臣官房審議官（大臣官房））
幸田　徳之

内閣府事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に併任する

（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（併）自殺対策推進室長）同　村木　厚子

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣府大臣官房総務課長）同　幸田　徳之

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（以上九月二十七日）

法務省

（高松地方検察庁検事）検事　小松栄二郎

辞職を承認する（九月二十二日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、千葉県において開催される第六十五回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十四日午後一時二十五分御出門、同県に行幸啓、同月二十七日午後五時五十一分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、九月二十八日午前九時四十七分御出門「上村松園展」を御覧のため、東京国立近代美術館（千代田区）に行啓、同十時三十五分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年9月30日

北陸地方整備局長　前川　秀和

道路の種類	路線名	区間
一般国道	116号	燕市吉田大保町935番1から同市吉田大保町961番1まで

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人友枝眞卿を願により公証人を免ぜられた。

高井新二は公証人に任命され、東京法務局所属公証人友枝眞卿の後任を命ぜられた。（以上九月十九日）（法務省）

再審による無罪判決の公示

小島朋美（住居神戸市西区大津和二丁目四番地の一三グランベア今井四〇三号、無職、昭和五七年五月一三日生）に対して「平成二一年四月二四日兵庫県明石市和坂稲荷町四一三番地の五先交差点において、自動車運転上の過失により二星安喜に傷害を負わせた」との事実につき、略式命令（罰金三〇万円）が確定していたが、再審の結果犯罪の証明がなかったので、平成二二年八月一四日無罪の言渡しをした。

明石簡易裁判所

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年9月30日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年9月30日

経済産業大臣　大畠　章宏

記

制定された日本工業規格

たばこライター－安全仕様	S 4801
多目的ライター－安全仕様	S 4802
たばこライター及び多目的ライター－操作力による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）安全仕様	S 4803

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年9月30日に下記の日本工業規格を確認、改正及び廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年9月30日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

記

1．確認された日本工業規格

造船用語－機関－振動，騒音，環境及び大気汚染	F 0027
造船用語－機関－試験・工作・雑	F 0028
舟艇－主要データ	F 0081
基本船こく構造図の自動製図通則	F 0201
船の居住区の空調及び通風－設計条件及び計算基準	F 0304
船の操だ室の空調及び通風－設計条件及び計算基準	F 0305
船の乾物庫の空調及び通風－設計条件及び計算基準	F 0306
船舶機関部コイルばね	F 0503
舟艇－船内ディーゼル機関－機関据付形の燃料系及び電気系コンポーネント	F 1042
船用複式油こし	F 7202
船用H形油こし	F 7208
船用電気設備－第101部：定義及び一般要求事項	F 8061
船用電気設備－第303部：機器－動力及び照明用変圧器	F 8066
船用電気設備－第506部：個別規定－特定危険物及びMHB運搬船	F 8080
船用電気設備及び電子機器－電磁両立性	F 8081
船用圧力スイッチ	F 9701

2．改正された日本工業規格

舟艇－投揚びょう，係留及びえい航－ストロングポイント	F 1010
舟艇－パーソナルウォータークラフト（PWC）－構造及びシステム搭載時の要求事項	F 1030
フラッシュバット溶接アンカーチェーン	F 3303
船用油面計自動閉鎖弁	F 7216
船用青銅20K圧力計コック	F 7343
船用青銅5Kフランジ形コック	F 7381
船用青銅16Kコック	F 7387
船用錠付コック	F 7390
船用燃料油タンク自動閉鎖排油弁	F 7398
船用油タンク非常遮断弁	F 7399
船用電気照明器具通則	F 8008
船用電気設備－第501部：個別規定－電気推進装置	F 8073
船用電気設備－第503部：個別規定－1kVを超え15kV以下の交流配電系統	F 8075

3．廃止された日本工業規格

舟艇用U形バウアイ	F 1015

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成22年9月30日

岩手労働局長　山嵜　眞司

第4号中「1時間631円」を「1時間644円」に改める。